

《下野市にお住まいの方》

令和3(2021)年農業用免税軽油に係る申請についてのお知らせ

栃木県では、毎年1月に、農業用の軽油引取税免税証を一括して交付しております。

今年度は、**下野市役所3階304会議室**で申請を受け付けます。受付日時等は以下のとおりですので、交付を希望する方は、ご確認ください。

1. 受付日、受付時間、対象地区及び受付会場（下野市役所：下野市笹原26番地）

受付日	受付時間・対象地区		受付会場
	午前 (9:00~11:30)	午後 (13:00~15:30)	
令和3(2021)年 1月26日(火)	石橋全地区	石橋全地区	下野市役所 3階304会議室
1月27日(水)	南河内①地区	南河内②地区	
1月28日(木)	国分寺全地区	国分寺全地区	
2月8日(月)	9:00~11:30 共同・受委託	13:00~15:30 共同・受委託	栃木県庁下都賀庁舎 第2福利厚生棟会議室

※南河内地区については下記①、②の区割りとなります。

①下原・西区・薬師寺一丁目～六丁目・成田・町田上・町田下・谷地賀上・谷地賀下・下文挾・東田中・西田中・地久目喜・仁良川上・仁良川下・祇園町、

②本吉田北・本吉田南・網板・網板台・台坪山・的場・上坪山・東根・塚越・磯部・川島・上吉田・鯉沼・三王山・西坪山・祇園・緑

※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズに受付できます。

※更新手数料420円は、つり銭の無いようご協力をお願いします。

※上記の期日に申請することが難しい場合は、県税事務所にお問い合わせください。

※新型コロナウイルスによる感染症の拡大防止のため、マスクの着用及び体温測定のご協力をお願いします。

※発熱や風邪の症状がある方は、来場を見合わせるようお願いします。

2. 申請の際に持参するもの

- (1) 免税軽油使用者証
- (2) 印鑑
- (3) 免税軽油の引取り等に係る報告書（※新規申請以外の方）  
（納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証(原本)を添付。）
- (4) 使用者証更新手数料 420円（※新規申請及び使用者証更新の場合）
- (5) 耕作証明書（※新規申請及び耕作面積が変更になった場合）  
**使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要です。**

注：①新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。

②令和3(2021)年一括交付では、地方税法の規定により、農業等に係る免税制度については現在令和3年3月31日までの経過措置となっています。現時点では制度延長が未定のため、今回の一括交付で交付となる数量は前年度交付した1年間分と同数量が限度となります。したがって交付数量が増となる方について、増分の免税証の交付は制度延長決定以降になります。

③新規申請及び免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類（契約書・納品書・領収書等）を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。

④国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

3. 問い合わせ先

○栃木県税事務所 軽油引取税調査担当

Tel.0282-23-6882

○下野市農業委員会事務局

Tel.0285-32-8915（耕作証明書について）